

第6章 参考資料

津山市地域福祉計画策定・推進会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく津山市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、もって地域福祉に関する施策を効果的に推進するため、津山市地域福祉計画策定・推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）計画の推進に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、生活福祉課長をもって充て、会務を総理する。

3 副会長は、環境福祉部企画調整官をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、政策調整室長、危機管理室長、環境生活課長、障害福祉課長、高齢介護課長、こども課長、こども子育て相談室長、健康増進課長、協働推進室長、加茂支所市民生活課長、阿波支所市民生活課長、勝北支所市民生活課長、久米支所市民生活課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 推進会議の庶務は、環境福祉部生活福祉課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

津山市地域福祉計画策定懇話会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく津山市地域福祉計画の策定に当たり、関係団体等の要望、意見等を計画に反映させ、もって地域福祉行政の充実に資するため、津山市地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会は、委員23人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体を代表する者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から津山市地域福祉計画の策定の日までとする。ただし、公職にあることにより、委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

（任務）

第3条 委員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）津山市地域福祉計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- （2）津山市地域福祉計画の策定に関し意見を述べること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（会議）

第4条 市長は、必要に応じて会議を開くことができる。

2 市長は、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 懇話会の庶務は、環境福祉部生活福祉課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

津山市小地域ケア会議設置要領

（目的及び設置）

第1条 津山市小地域ケア会議（以下「ケア会議」という）は、各地区に住む高齢者をはじめとしたすべての住民が、住みなれた地域でいきいきと暮らし続けていくため、地域住民と専門職が一緒に地域を考え、福祉目線で話し合い、地域課題の解決を目指していくことを目的とする。

（設置単位）

第2条 ケア会議は、津山市連合町内会支部単位を基本とする。ただし、協議により分割、統合は妨げない。

（事業内容）

第3条 ケア会議は、次に掲げる事業を行う。

- （1）地域が抱える課題の把握及び共有化
- （2）援助困難事例の検討
- （3）問題解決に向けての取り組みの検討
- （4）社会資源情報の集約及び提供
- （5）新たなサービスの構築に向けての検討
- （6）地域包括支援ネットワークの構築と整備

（組織）

第4条 ケア会議は、次に掲げる者（以下「委員」という）で構成する。なお、委員に対しての報酬等は支給しないものとする。

- （1）地域住民代表（町内会役員、愛育委員・栄養委員、民生委員・児童委員、老人クラブ等）
- （2）地域まちづくり活動団体代表（福祉関係部会等）
- （3）居宅介護支援事業所介護支援専門員
- （4）介護保険サービス事業所職員
- （5）行政（津山市高齢介護課、健康増進課、障害福祉課等）
- （6）社会福祉協議会、地域包括支援センター
- （7）その他、委員長が必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号の援助困難事例の検討については、その事例に直接関わるもので構成する。

（任期）

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

（委員長等）

第6条 ケア会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、ケア会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 ケア会議は、2箇月に1回程度開催する。また必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長は、必要に応じてケア会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第8条 委員及び出席者は、ケア会議において知りえた個人情報を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 ケア会議の設置に関する庶務は、津山市地域包括支援センターとし、ケア会議の運営については各地区において処理する。

（補足）

第10条 この要領に定めるもののほか、ケア会議運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、公布の日（平成25年1月18日）から施行する。

津山市地域福祉計画策定懇話会委員名簿

団体名	役職	氏名
美作大学	学術博士	小坂田 稔
岡山県美作県民局	健康福祉部長	森末 寛
津山市社会福祉協議会	課長	井上 陽一朗
津山市連合町内会	会長	坂本 道治
津山市愛育委員連合会	会長	藤本 貴子
津山市民生児童委員連合協議会	会長	高山 科子
津山市老人クラブ連合会	副会長	谷名 俊彦
津山市身体障害者福祉協会	会長	藤田 勉
津山市手をつなぐ育成会	会長	日下 功
津山市保育協議会	会長	土居 義幸
津山市ボランティア交流会	会長	池町 照美
つやまNPO支援センター	理事	土井 正義
津山市医師会	理事	日笠 完治
津山市歯科医師会	副会長	小松 久高
津山市PTA連合会	副会長	森 崇宏
津山市消防団	団長	土肥 祥嗣
津山警察署	生活安全課長	三村 晃
津山市地域包括支援センター	介護支援専門員	遠藤 知子
津山市介護保険事業者連絡協議会	理事	角野 寿江
津山市社会福祉事務所	生活福祉課長	水島 智昭

ヒアリング参加者名簿

第1回 障害児・者関係

【テーマ】突発的なことで保護者が送迎できないときの移動支援について

団体名	参加者数
つやま地域生活支援センター つばさ	1 名
美作地域生活支援センター	1 名
地域生活支援センター ネクスト津山	1 名
津山障害者就業・生活支援センター	1 名
相談支援事業所 きぼう	1 名
津山ひかり学園	1 名
津山みのり学園	1 名
みすず荘	1 名
あすなろ園	1 名
共栄会	1 名
NPO法人ふれあいの丘ゆうあい	1 名
NPO法人どんぐりコロコロ	1 名
NPO法人じゃがいもの木	1 名
神南備園	1 名
津山市身体障害者福祉協会	1 名
精神障害者家族の会（しらうめ）	1 名
津山市手をつなぐ育成会	2 名
おかやま発達障害者支援センター	2 名
児童発達支援事業所 「てけてけ」	1 名
津山市社会福祉協議会	2 名
一般公募	1 名
美作大学	5 名

以上 29 名

第2回 高齢者関係**【テーマ】** 孤立化する高齢者が地域行事等に参加できる環境づくりについて

団体名	参加者数
おあしすの会	3 名
介護者の会	2 名
津山市愛育委員連合会	3 名
津山市介護保険事業者連絡協議会	4 名
津山市高齢者保健福祉運営協議会・津山市介護保険運営協議会	1 名
津山市社会福祉協議会	2 名
津山市地域包括支援センター	2 名
津山市民生児童委員連合協議会	2 名
津山シルバー人材センター	2 名
津山市老人クラブ連合会	1 名
美作大学	6 名

以上 28 名

第3回

子育て関係

【テーマ】就学前の子どもを持つ親が地域でよりつながるためには

防災関係

【テーマ】地域で要援護者を含めた防災訓練をするためには

子育て関係		防災関係	
団体名	参加者数	団体名	参加者数
津山市愛育委員連合会	3 名	津山市民生児童委員連合協議会	2 名
津山市 P T A 連合会	2 名	津山圏域消防組合	2 名
津山市保育協議会	2 名	津山市消防団	3 名
南児童館 ワイワイクラブ	1 名	津山警察署生活安全課	1 名
西苫田親子クラブ	1 名	津山市社会福祉協議会	1 名
津山市社会福祉協議会	2 名	美作大学	3 名
美作大学	5 名	以上、12 名	

以上、16 名

策定の経過

開催日	会議名等	内容
平成25年5月29日	第1回策定・推進会議	①地域福祉計画概要 ②計画期間 ③体制・スケジュール ④策定手法 等
平成25年7月24日	第1回策定懇話会	①委員委嘱 ②座長選出 ③地域福祉計画概要 ④策定概要 ⑤アンケート調査票 ⑥ヒアリング方法・内容等 ⑦意見交換 等
平成25年7月29日 ～ 平成25年8月9日	住民用アンケートの実施	○16歳以上の方に無作為抽出で実施 ○1,500名へ郵送、うち回収511名
平成25年8月8日 ～ 平成25年8月31日	民生委員・児童委員用アンケートの実施	○各地区民協で配布・回収 ○283名配布、うち回収257名
平成25年8月22日	第2回策定・推進会議	①現状把握調査の取りまとめ ②ヒアリング方法・内容 ③地域での個人情報の取り扱い 等
平成25年9月9日 ～ 平成25年9月20日	愛育委員・栄養委員用アンケートの実施	○支部長会、郵送で配布、返信 ○300名配布、うち回収256名
平成25年9月30日 ～ 平成25年10月10日	町内会長用アンケートの実施	○支部長会、郵送で配布、返信 ○366名配布、うち回収284名
平成25年10月3日	第2回策定懇話会	①アンケート調査結果の報告 ②ヒアリング方法・内容 ③骨子案（1次案） 等
平成25年10月25日	第1回ヒアリング	○障害者（児）関係 29名参加 ○（テーマ）突発的なことで保護者が送迎できないときの移動支援について
平成25年11月1日	第2回ヒアリング	○高齢者関係 28名参加 ○（テーマ）孤立化する高齢者が地域行事等に参加できる環境づくりについて

開催日	会議名等	内容
平成25年11月8日	第3回ヒアリング	○子育て関係 16名参加 ○（テーマ）就学前の子どもを持つ親が地域でよりつながるためには ○防災関係 12名参加 ○（テーマ）地域で要援護者を含めた防災訓練をするためには
平成26年1月10日	第3回策定・推進会議（電子会議室）	①地域福祉計画（案）の内容について
平成26年1月16日	第3回策定懇話会	①アンケート調査、ヒアリング結果報告 ②地域福祉計画（案）の内容について 等
平成26年1月30日 ～ 平成26年2月28日	パブリックコメントの実施	○社会福祉事務所 生活福祉課 ○各支所市民生活課 ○津山市役所ホームページ
平成26年3月7日	第4回策定懇話会	①地域福祉計画（最終案）について

パブリックコメントの結果について

案 件 名	津山市地域福祉計画（素案）		
募 集 期 間	平成２６年１月３０日（木）～平成２６年２月２８日（金）		
意 見 の 件 数 （意見提出者数）	０件（０人）		
意見の取り扱い	修正	案を修正するもの	０件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	０件
	参考	今後の参考とするもの	０件
	その他	意見として伺ったもの	０件
意見の受け取り	電子メール		０人
	郵送		０人
	ファクシミリ		０人
	直接持参		０人

基本目標 施策体系における現在実施している主な事業

基本目標 1 みんなで支え合うまちづくり

【主な事業】

事業	内容
市民の健康と福祉のまちづくり推進事業	連合町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ等で構成されるまちづくり推進 44 支部が、「支部推進」「健康づくり」「子育て支援」「食育」「高齢者あんしん」の 5 つの活動を実施し、市民が生涯を通じて健康で生きがいのある生活を実現する目的に向かっていきます。
包括的・継続的ケアマネジメント業務	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな職種や機関と連携するためのネットワークづくりを進めています。また、地域の介護支援専門員の支援や指導を行っています。
ライフライン事業者との連絡会議	年に 1 回、担当者同士の情報連絡会議において、孤立者等の連絡を依頼しています。
多職種連携会議	超高齢化社会を迎え、在宅医療に取り組むことができる体制づくりや人材育成等が求められています。そのため、医師、看護師、ケアマネージャー等の医療・福祉・介護従事者による多職種協働体制の構築が必要であり、今後、保健所等と連携しながら取り組みを進めていきます。
高齢者世帯等への定期的な訪問	高齢者一人暮らし及び高齢者のみ世帯等への定期的な訪問を行い、状況を確認し、必要に応じて利用可能なサービスに関する情報の提供を行っています。また、必要に応じて包括支援センターにつないでいます。

基本目標2 安全・安心なまちづくり

【主な事業】

事業	内容
自主防災組織の設置推進	災害が発生した時に、地域で迅速に防災活動ができるよう、町内会単位等で自主防災組織の設立をお願いしています。
災害時要援護者台帳の整備	同意を得た方の要援護者台帳を日頃の見守り、災害時の避難支援をしてもらうため民生委員・児童委員と消防団幹部に提供しています。

基本目標3 活力あふれるまちづくり

【主な事業】

事業	内容
めざせ元気！！こけないからだ講座	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活し続けられるよう各町内会の集会所等を単位として、こけないからだ体操に取り組んでいます。
ふれあいサロン管理運営事業	高齢者相互のふれあいと世代を超えた交流の促進を図り、市民生活に豊かな感性と活力をもたらすことを目的として実施しています。
親子クラブ活動の推奨	子育ての孤立防止や子育ての情報交流の場として、親子体操やクリスマス会、運動会などを開催しています。
民生委員・児童委員への福祉制度研修	一斉改選終了後に、新任の民生委員・児童委員に対して研修を実施しています。また、毎年6月の合同研修会、11月の研修大会の際に民生委員・児童委員全員を対象に福祉に関する研修を実施しています。また、各地区の会長・副会長が出席される毎月の定例会において、福祉制度等についての適宜説明や必要に応じて地区民協へ出向き説明を行っています。
愛育委員・栄養委員への研修	毎年、愛育委員連合会・栄養改善協議会総会をはじめ、新任研修、随時の研修会等を実施しています。
幼稚園・保育園・児童クラブ指導員等への研修	幼稚園教諭、保育士、児童クラブ指導員等の専門性や資質の向上のため複数回、研修や講習会を開いています。
児童の所属機関の職員への研修会の実施	児童虐待対応について、それぞれの機関の会議体等の場で説明や情報提供を行っています。また、研修会を開催して、虐待の視点の統一を図り早期支援体制を強化しています。

基本目標4 福祉サービスが充実したまちづくり

【主な事業】

事業	内容
民生委員・児童委員相談業務	地域住民から民生委員・児童委員に対して各種福祉関係の相談が寄せられた場合相談に応じています。また、その相談内容に対して福祉サービスの内容や関係機関の窓口等について情報提供を行っています。
総合相談支援事業	津山市地域包括支援センターが、介護に関する相談や心配ごと、悩み以外に、健康や福祉、医療や生活に関することなど、また、高齢者だけでなく、その家族、近隣に暮らす人の高齢者に関する相談も受けています。
家族介護者教室事業	介護者等のために家族介護者教室を開き、要介護者に配慮した介護の知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の取得や、被介護者にならないための知識も取得することによって、要介護者・被介護者の介護についての精神的・肉体的負担や不安の軽減を目的に実施しています。
児童相談業務	一般市民や関係機関等からの児童や子育てに関する各種相談に応じ、その内容に応じて、児童虐待の通告としての対応を開始したり、福祉サービスや関係機関の窓口等の情報提供を行ったり支援を行っています。また、広報つやまや市のホームページで相談窓口の周知を図っています。さらに、幼稚園・保育園・小中学校にも相談窓口を知ってもらい、保護者等へ紹介を依頼しています。
母子・父子・DV相談業務	離婚前相談、母子・父子等からの生活全般に関わる相談、母子等の自立支援のための就労支援や母子寡婦福祉資金貸付相談、DV等の相談に応じています。
高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止に資するための研修や、高齢者虐待防止対応できる専門家をアドバイザーとして委託し、高齢者の在宅生活の支援及び安心と安全を図ることを目的に実施しています。
療育相談業務	発達についての不安や悩み、園や学校生活に関する相談などを行っています。

事業	内容
障害者相談支援業務	障害福祉課窓口での相談だけでなく、障害種別を問わず、総合的に障害児・者の相談支援ができるように、専門職を配置した基幹相談支援センター・虐待防止センターを設置し、一般的な相談から虐待に関する相談等、専門的な対応が必要な相談まで幅広く対応しています。また、市内 4 事業所に「一般相談支援業務」を委託し、それぞれの事業所の特性を活かし、より専門的に相談支援ができる体制を整備するとともに、当事者の立場に立った相談支援ができるよう、当事者家族を中心とした、身体・知的障害者（児）の相談員による日常的な相談体制の充実を図っています。広域的には、津山地域自立支援協議会を設置し、関係機関と連携しながら、障害児・者を取り巻く地域課題の共有や課題を踏まえてのサービス基盤の整備を図っています。
生活保護受給者の就労支援	生活保護受給者等就労自立促進事業を活用しながら、生活保護を受給している稼働能力のある人に対して、ハローワークの担当職員と連携し、個別的就労支援プログラムを策定し、就労による自立を目指しています。
認知症支えあえるまちづくり事業	「認知症について正しく理解し、早めの相談や対処方法を知り、今後の生活に生かし、認知症の人を地域ぐるみで支えあえるしくみづくりの第 1 歩とすること」を目的として実施し、地域での介護予防の支援を行っています。若い世代に対しては、認知症サポーター養成出前講座を実施しています。
権利擁護業務	問題を抱え生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援を行っています。（成年後見制度の利用促進・相談、高齢者虐待の相談・対応、消費者被害を未然に防ぐための支援など）問題が複雑に絡み合うものが多くあります。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するに当たり、市長申立の費用及び成年後見人等への報酬を負担することが困難なものに対して助成を行っています。

用語説明（※印）

（一番初めに該当用語が出てきたページを記載しています。）

英数字

●DV（ドメスティックバイオレンス） 【P 1】

英語の Domestic Violence のことで、直訳すると「家庭内の暴力」。配偶者、恋人その他親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、経済的、言語的な暴力及び虐待のこと。

●NPO 【P 1】

英語の Non Profit Organization の略で、直訳すると「利益を配分しない組織、非営利団体・法人」。地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。

あ行

●親子ひろば 【P 70】

地域の親子を対象に、親子交流や育児相談、育児に関する情報の提供などを行う場。

か行

●コミュニティ 【P 57】

共同体、共同社会のこと。ここでは、日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会をコミュニティとしている。

●コミュニティソーシャルワーク 【P 57・P 73】

個別の要援護者の支援を行うとともに、個別の支援を通して見えてくる問題・課題を地域住民みんなの問題・課題と捉え、地域住民みんなの助け合い意識づくりや地域の生活環境の改善などに取組み、みんなが共に生きていける地域（コミュニティ）づくりを推進していく活動および機能。コミュニティソーシャルワーカーは、コミュニティソーシャルワークに取り組む職員。

●高齢者安心見守りシステム 【P 58】

高齢者の住宅のトイレや寝室、冷蔵庫にセンサーを設置し、一定時間、人の動きがない場合、あらかじめ登録してある人に連絡し、安否確認に役立てるもの。

●キャラバンメイト 【P 71】

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」をボランティアの立場で開催し、講師役を務める人。

●介護保険事業 【P 76】

40歳以上の人が入会する保険であり、加齢により介護を必要とする状態になった場合に、適切な負担で自分にあった介護サービスを選択、利用しながら、住み慣れた環境で生活し続けられるよう、社会全体で支え合うために平成12年4月から開始された制度による事業。

●協働 【P 8 0】

市民等と行政の「協働」とは、共通の目的を実現するために、市民等と行政が、それぞれ自らの果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場でお互いの特性や能力を活かしながら、連携し、協力することをいう。

さ行

●社会福祉法 【P 3】

それまでの社会福祉事業法から名称変更するとともに、「利用者の立場に立った社会福祉の実現」と「時代の要請に応える福祉サービスの充実」を基本理念として平成12年6月に改正された法律。主な内容のひとつに「地域福祉の推進」を掲げており、市町村地域福祉計画の策定について明文化されている。

●事業者 【P 5 0】

福祉サービス事業所、その他事業所（企業）

●障害者自立支援協議会 【P 5 2】

障害のある人が障害のない人と共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障害福祉関係機関のネットワークづくり、障害福祉計画の進捗状況の評価などを行う。

●社会資源 【P 5 2】

社会福祉を支える財政（資金）、施設・機関、設備、人材、法律等、社会福祉を成立させるために必要な物資および労働の総称。

●サービス評価制度 【P 7 6】

福祉サービス等の質の向上と利用者の適切なサービス選択のために、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の評価等機関が客観的な立場から評価を行う制度。

●成年後見制度 【P 7 7】

判断能力が十分でない人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を法律的に保護するための制度。後見とは、生活、療養介護、財産管理に関する事務を代行したり、援助したりすること。自分の意思で後見人を選任する任意後見と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選任を申し立てる法定後見がある。

た行

●地域包括支援センター 【P 5 2】

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的、継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止や早期発見および権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。

●地域福祉推進委員 【P 7 1】

社会福祉協議会が行う福祉活動に参加し、その活動をより効果的にするために住民を中心としたネットワークづくりを支援する人。また、住民が福祉活動に参加しやすい基盤づくりをする。

な行

●ネットワーク 【P 50】

連絡網のこと。ここでいう「ネットワーク」とは、福祉活動を行ういろいろな組織や団体、個人がお互いに連絡を取り合い、協力して活動できるような連絡網。

●認知症サポーター 【P 71】

厚生労働省が定める養成講座を受講し、日常生活において、認知症の人やその介護家族を応援する人。

は行

●ボランティア 【P 1】

直訳すると「志願者」。報酬を目的とせずに労力、技術、時間を提供して地域社会に貢献する社会活動を行う組織や個人のこと。

●パブリックコメント 【P 8】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、案に対して広く市民が意見や情報を提出する機会を設け、提出された意見等を行政機関による最終的な意思決定に反映する制度。

●ボランティアセンター 【P 54】

ボランティア活動の地域における拠点として、社会福祉協議会などに設置されるセンター。

ボランティアセンターでは、①ボランティア活動の相談、登録、あっせん、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進している。

●ふれあいサロン 【P 68】

地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に、ごく身近な地域を拠点として、参加する人とボランティアとが一緒になって企画をし、内容を決め、住民主体で運営していく、ふれあい交流の場。

や行

●ユニバーサルデザイン 【P 51】

障害の有無、性別、年齢、言語の違い等にあわせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境、情報等のデザインをいう。「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」ことを基本的な考え方としている。

●要保護児童対策地域協議会 【P 52】

虐待を受けている子どもや、さまざまな問題を抱えている子どもの早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が情報等を共有し、協力して適切な支援を行うための会議。